

香取広域市町村圏事務組合ごみ収集指定袋販売店に関する要綱

平成 22 年 9 月 1 日

告示第 1 号

改正 平成 28 年 10 月 31 日告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この告示は、香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則（平成 21 年香取広域市町村圏事務組合第 14 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(可燃ごみ収集指定袋販売委託契約)

第 2 条 規則第 12 条の規定により販売店の指定を受けた者（以下「販売店等」という。）は、香取広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）と可燃ごみ収集指定袋（以下「指定袋」という。）販売委託契約を締結しなければならない。

(指定袋販売委託手数料)

第 3 条 組合は、販売店等に対し、指定袋の販売に係る委託手数料（以下「手数料」という。）を、指定袋の大きさにかかわらず、袋 1 枚当たり 3 円に消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額を支払うものとする。この場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てするものとする。

(指定袋代金の納付方法)

第 4 条 販売店等は、納品された指定袋の販売代金を、納品日の属する月の翌月の 25 日（土・日・祝日の場合は、翌営業日）までに、別に定める納付書により、組合が指定する金融機関に納入しなければならない。

(手数料の支払い方法)

第 5 条 組合は、第 3 条の手数料の支払いについては、公金振替の方法により販売店等へ支払うものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成28年10月31日告示第4号）

この告示は、平成28年12月1日から施行する。